

事業報告書
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 みどり歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県いちき串木野市緑町11番地

(3) 設立認可年月日 平成30年10月1日

(4) 設立登記年月日 平成30年9月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	鎗流馬 祐二	
理事	鎗流馬 深雪	
理事	鎗流馬 健太	
監事	岩下 浩二	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病 床数
診療所	みどり歯科医院	4631830207	いちき串木野市緑町11番地	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅療養管理	いちき串木野市緑町11番地	

- (3) 収益業務療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和6年11月26日 令和6年度の決算の決定, 役員報酬改定
- 令和7年5月17日 令和7年度中間報告等

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 みどり歯科医院

※医療法人整理番号

	i	2	0	8
--	---	---	---	---

所在地 いちき串木野市緑町 1 1 番地

財 産 目 録

(令和 7年 9月30日現在)

1. 資 産 額	32,849 千円
2. 負 債 額	11,778 千円
3. 純 資 産 額	21,071 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,133
B 固 定 資 産	8,716
C 資 産 合 計 (A + B)	32,849
D 負 債 合 計	11,778
E 純 資 産 (C - D)	21,071

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 みどり歯科医院

※医療法人整理番号

1208

所在地 いちき串木野市緑町 1 1 番地

貸 借 対 照 表

(令和 7年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	24,133	I 流 動 負 債	4,205
II 固 定 資 産	8,716	II 固 定 負 債	7,573
1 有 形 固 定 資 産	8,079	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	637	負 債 合 計	11,778
3 そ の 他 の 資 産		純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	7,109
		II 積 立 金	13,962
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	21,071
資 産 合 計	32,849	負債・純資産合計	32,849

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 みどり歯科医院

※医療法人整理番号 1 2 0 8

所在地 いちき串木野市緑町 1 1 番地

損 益 計 算 書
(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	59,138
2 事業費用	61,427
本来業務事業損失	2,289
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	2,289
II 事業外収益	1,526
III 事業外費用	106
経常損失	869
IV 特別利益	46
V 特別損失	650
税引前当期純損失	1,473
法人税等	71
当期純損失	1,544

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 みどり歯科医院
所在地 いちき串木野市緑町 1 1 番地

※医療法人整理番号 1208

関係事業者との取引の状況に関する報告書
(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 みどり歯科医院
理事長 鎗流馬 祐二 殿

私たちは、医療法人 みどり歯科医院の令和6会計年度（令和 6年10月 1日から令和 7年 9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年11月25日

医療法人 みどり歯科医院

監事

岩下 浩

